

米国税務 QI/FATCA 関連情報

内国歳入法 871 条(m)の段階的導入を規定する Notice 2016-76 を公表

アメリカ

2016 年 12 月 15 日

2016 年 12 月 2 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は通達 2016-76 (以下「本通達」) において、2017 年 1 月 1 日からの施行が予定されていた米国内国歳入法 871 条(m)の一部ルールについて段階的な導入のガイダンスを公表した。ここでは、まず関連する Dividend Equivalent (配当同等物)、適格デリバティブディーラー (Qualified Derivative Dealer: 以下「QDD」) 制度について簡単に触れた後、本通達の概要について解説する。

1. Dividend Equivalent について

QI 制度、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法) 制度等の米国税法においても所得の源泉地が米国となる場合、報告義務だけでなく、米国源泉徴収の対象となることがあり、注意を要する。所得の源泉地は、各国の税法において定められており、米国税法において配当は、支払う会社の設立地が源泉地ということとなる。例えば、日本人が、米国法人の株式を購入し、配当を受け取った場合には、当該配当の源泉地は、米国となり、米国税法において、本人確認、報告、源泉徴収等の対象となる。一方、デリバティブ等により、直接米国法人の株式を購入することなく、米国法人の配当を受け取るのと同様の利益を享受することができ、米国税法の抜け道となっていた。この対策として IRS が導入したのが、内国歳入法 871 条(m)およびその関連規則 (以下「871 条(m)財務省規則」) であり、米国証券を原資産とする以下の取引に関する支払については、Dividend Equivalent とみなされ、米国源泉徴

収の対象となる米国源泉所得として取り扱われることとなる。

- 貸借取引および現先取引 (Securities Lending and Sale-Repurchase Transaction)
- 特定の想定元本取引 (Specified Notional Principal Contract)
 - 2016 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発行された取引については経過措置により 2018 年 1 月 1 日以降の支払が対象
 - 2017 年 1 月 1 日以降に発行された取引については 2017 年 1 月 1 日以降の支払が対象
- 特定の株式関連商品 (Specified Equity-Linked Instrument)
 - 2017 年 1 月 1 日以降に新たに追加された先物取引、先渡取引、オプション、その他債権で米国証券を参照する取引
- その他の実質的類似支払

上記において、特定の想定元本取引 (2017 年 1 月 1 日以後に発行されたもの) および特定の株式関連商品とは取引発行日にデルタが 0.8 以上の取引 (Simple Contract¹ の場合)、もしくは Substantial Equivalence Test² を満たした取引 (Complex Contract³ の場合) を指している。

1 Simple Contract とは各原資産について、以下の 2 条件を満たす取引。

- A) 関連するすべての支払および受取金額が取引発行時に決定された単一の株式数によって計算されるもの
- B) 関連するすべての支払および受取金額が単一の満期日または行使日を持つ (前払金および定期的な支払を除く)

2 Substantial Equivalence Test とは、Complex Contract の値動きを、Simple Contract Benchmark の値動きと比較することにより Complex Contract が原資産を実質的に複製したものと判定するテストである。テストを満たせば 871 条(m) 取引となる。

3 Complex Contract とは、Simple Contract 以外の取引。

2. QDD について

IRS は、米国証券を仲介する米国外の金融機関と、適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) 契約を締結し、米国源泉の配当、利子等を受け取る者の本人確認、適切な税率の適用、年次報告、定期的検証の義務等を課している。現在、おおよそ日本の金融機関では、証券会社、信託銀行、アセットマネジメント会社、カスタディ業務を行う銀行等、約 200 社が QI として活動している。本制度は、2001 年から導入されており、2014 年に FATCA の施行に伴い、大幅な変更があったが、2016 年 9 月に公表された 2017 年以降の QI 契約案では、コンプライアンス手続と租税条約適用方法の変更に加え、一定の QI が特定の要件および義務に従い QDD としての役割を果たすことを認める新たな規定が含まれていた。

QDD 制度では、QI が仲介人ではなく契約当事者として 871 条 (m) 取引に関する支払を受け取るか支払う場合に適用され、QDD である QI はそれらの支払に対する第一義的源泉徴収義務、報告義務、みなし配当支払の支払金額に対する受取金額の超過分の納税義務等を負うこととなる。なお、QDD 制度の導入によって適格証券貸付業者制度 (QSL 制度) は廃止されるため、QDD 制度に置き換えられることとなる。

なお、QDD となるには、以下の要件を満たすことが求められている。

- i. 源泉徴収義務者に対して、QDD である QI であることを表明する
- ii. 源泉徴収義務の第一義的責任と報告義務を引き受ける
- iii. Dividend Equivalent の受取人から自己宣誓書類、その他必要な書類意を徴求する
- iv. Dividend Equivalent の該当有無を判定する
- v. QDD として受け取る金額と支払う金額の差額分について納税義務を負う
- vi. コンプライアンスレビュー手続に従う

3. 本通達の概要

当初予定されたとおり、2017 年 1 月 1 日から 871 条 (m) が適用された場合、源泉徴収、報告その他の課題に直面するとコメントが、世界各国の金融機関から多数提出されたことから、経過措置を設け、段階的な適用を行うこととした。

【2017 年、2018 年の経過措置】

- 2017 年 1 月 1 日以降に発行され、デルタが 1 である潜在的な 871 条 (m) 取引⁴ に関し行われた支払について、§ 1.871-15(d)(2) および (e) が引き続き適用される
- デルタが 1 以外の取引については、2018 年 1 月 1 日以降に発行された取引が対象となる

- 2017 年、2018 年の段階的導入年度については、871 条 (m) 財務省規則を施行する際、IRS は、納税者または源泉徴収義務者が規則を順守するためどの程度誠実な努力を行ったかを考慮する。871 条 (m) 財務省規則を順守するために誠実な努力を行わなかった者には、罰則規定において救済を受けることができない
- 2017 年中において、源泉徴収義務者は、Dividend Equivalent について、源泉徴収額の納付を当該暦年四半期の末日までに行なった場合、納付要件を満たしたものとす。なお、この規定を適用する場合には、様式 1042 の上部中央に "Notice 2016-76" と記載が必要となる
- 取引が 871 条 (m) 取引か否かを判定する目的上、2 個以上の取引で一定の要件を満たすものは、単一の取引として取り扱われるという複合ルールが存在する。この複合ルールは、取引の当事者であれば判断がつくが、源泉徴収義務者がこの複合ルールを順守するのは困難とのコメントがあり、2017 年に行われる取引については、これらが互いに関連して値付け・マーケティング・販売された店頭取引の場合のみその統合を義務付けられるものとした。2017 年に行う上場証券である取引は統合を義務付けられていない。なお、この簡便方法は、源泉徴収義務者にのみ適用され、潜在的な 871 条 (m) 取引の受取当事者 (ロングパーティー) には適用されない

【QDD のための措置】

- 2017 年および以降の年について、QDD の 871 条 (m) 金額は、受取額と支払額の差額に対する源泉徴収税額を計算する Net Delta Exposure にて決定することができる。この規定は既に、2017 年 QI 契約案に規定されていたが、財務省規則を今後改定することが予定されている
- 2017 年、2018 年の段階的導入年度については、IRS は、QDD が 871 条 (m) 財務省規則および QI 契約の該当規定を遵守するためどの程度誠実な努力を行ったかを考慮する。一方、QDD の義務を遵守するため誠実な努力を行わなかった場合、罰則等について救済を受けることができなくなる
- QI 契約および QDD ステータスの承認前において、2017 年 3 月 31 日以前に QDD ステータスを申請した者は、申請書を提出した月から 6 カ月後の月末までは、QI-EIN を受け取っていない場合も、様式 W-8IMY 上で「awaiting QI-EIN」(QI 承認待ち) と表明することにより QDD として活動できる。また、IRS が認めた場合には、2017 年 1 月 1 日時点で QDD ステータスを有するものとして取扱いを受ける

【一定の既存上場投資証券についての適用除外】

- 米国証券を参照し、デルタ 1 取引である上場投資信託 (Exchange Traded Note: 以下「ETN」) は、原則、2017 年 1 月 1 日より 871 条 (m) の対象となる。財務省および IRS は、これらのうち一定数が 2015 年

4 財務省規則 § 1.871-15(n) に基づく複合取引を含む

最終規則の発行より前から存在し、継続的に販売されていたことを認識している。新たに作成された ETN は、以前に発行された ETN と同じ株式銘柄コードおよび CUSIP (Committee on Uniform Securities Identification Procedures) コードを有し、同じ目論見書等に基づき以前に発行された ETN を代替可能である。しかし、871 条 (m) 財務省規則に基づくデルタ 1 取引であるが、2017 年 1 月 1 日より前に発行された ETN は、871 条 (m) 源泉徴収の対象とならない一方で、新たに作成された同一の ETN で、2017 年 1 月 1 日以降に発行されたものは、871 条 (m) 源泉徴収の対象となる。この相違により、実務上の対応が困難となることから、871 条 (m) 財務省規則は、下記にリストされている ETN について、2020 年 1 月 1 日まで適用されない旨を規定することを予定している

おわりに

内国歳入法 871 条 (m) に規定されるルールは、非常に複雑でわかりづらい内容となっている。今回、段階的な導入が正式に公表されたのは、日本の金融機関にとっても朗報となる。なお、概要をお知らせする目的でこのニュースレターを作成したが、あくまで、参考情報として、関係する場合には、必ず原文にて内容をご確認いただきたい。

株式銘柄コード	ETN 名称	CUSIP
CAPE	BARCLAYS ETN+ SHILLER CAPE	06742A669
CEFL	ETRACS MONTH PAY 2X LEV C/E	90270L842
CSLS	X-LINKS LONG/SHORT EQUITY	22542D878
CSMA	X-LINKS MERGER ARBITRAGE ETN	22542D845
DIVC	C-TRACKS ETN MILLER/HOWARD	17322H149
DOD	ELEMENTS-DOGS OF DOW	25153Q658
DVYL	ETRACS 2X DJ SEL DVD ETN	90268G607
EEH	ELEMENTS SPECTRUM ETN	870297504
FBG	FI ENHANCED BIG CAP GR ETN	90267L508
FBGX	FI ENHANCED LARGE CAP GROWTH	902677780
FIBG	CS FI ENHANCED BIG CAP GROW	22539T563
FIEG	FI ENHANCED GLOBAL HI YLD	25155L293
FIGY	FI ENHANCED GLOBAL HIGH YLD	06742C152
FLGE	FI LARGE CAP GROWTH ENHANCED	22542D423
GCE	CLAYMORE CEF GS CONNECT ETN	362273104

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク マネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2016. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.